

**神戸での起業希望者を対象とした起業・創業プログラム実施業務委託
実施要領（公募型プロポーザル）**

1 案件名称

神戸での起業希望者を対象とした起業・創業プログラム実施業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的

首都圏において神戸での起業を希望する者を募集し、起業・創業支援対象者の選定を行い、市内のスタートアップに関する各種機能を活用して起業・創業を支援することで、首都圏から神戸への人口流入を図るとともに、市内の新たな雇用を創出する。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 契約上限額

金 10,000,000 円（消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約保証金に関する事項 契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。

(3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

5 スケジュール

- | | |
|------------------|-------------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年4月22日(火) |
| (2) 応募登録及び質問受付期限 | 令和7年5月9日(金) 17時まで |
| (3) 質問に対する回答 | 令和7年5月16日(金) 予定 |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和7年6月6日(金) 17時まで |
| (5) 選定審査会 | 令和7年6月9日～11日 予定 |
| (6) 選定結果通知 | 令和7年6月中旬 |
| (7) 契約締結・事業開始 | 令和7年6月中旬(予定) |

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 応募登録手続き
 - ア 受付期間 令和7年4月22日(火) から令和7年5月9日(金) 17時まで
 - イ 提出方法 本要領9に記載のEメールアドレスにデータで提出すること
 - ウ 提出書類 応募登録申請書(様式1)
- (2) 質問の受付
 - ア 受付期間 令和7年4月22日(火) から令和7年5月9日(金) 17時まで
 - イ 質問方法 質問事項を本要領9に記載のEメールアドレスに送付すること。
なお、電話等による質問は受け付けない。
 - ウ 回答方法 参加申請者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールで回答する。
なお、質問者の氏名は公表しない。
 - エ その他 神戸市の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。
- (3) 企画提案書の提出
 - ア 受付期間 令和7年4月22日(火) から令和7年6月6日(金) 17時まで
 - イ 提出方法 本要領9に記載のEメールアドレスにデータで提出すること
 - ウ 提出書類
 - ① 企画提案書
 - (ア) 様式の定めはないが、下記の事項については必ず記載すること。なお、下記以外の事項についての提案については場合によっては審査上の加点事項とする。
 - (イ) 提案書の分量はA4版 20 ページ以内(表紙・目次を除く/A3は2 ページ分換算) とする。
 - 【企画提案書の必須記載項目】
 - ・本業務に対する考え方、実施方針
 - ・本業務の実施方法、手法等
 - ・本業務にかかる実施体制・支援体制
 - ・類似業務実績
 - ② 企業、団体等の概要がわかる資料(設立趣旨、事業内容)
 - ③ 見積額調書(様式2) 及びその明細書(様式自由)
 - ④ 共同企業体結成届出書(様式3) ※共同企業体での参加を希望する場合のみ

7 選定に関する事項

- (1) 選定方法
 - ア 事業者選定にあたり、提案内容について選定審査会により審査を行う。
 - イ 必要に応じて応募者によるプレゼンテーションを実施する。実施方法等の詳細は、応募者に別途通知する。
 - ウ 選定審査委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、評価基準項目「イ事業運営の手法・内容・体制が優れていること」、「ウ事業運営に継続性および発展性があること」、「ア事業の趣旨を十分に理解できていること」の順に各選定委員の採点の合計点が高い提案者を上位とする。すべての評価基準の点数が同点の場合はくじ引きにより決定する。

(2) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。(詳細は別紙採点表を参照)。

なお、提案事業者が1社であった場合には、各選定委員の採点の合計点が6割以上であれば業務委託予定者とする。

ア 事業の趣旨を十分に理解できていること【20点】

イ 事業運営の手法・内容・体制が優れていること【40点】

ウ 事業運営に継続性および発展性があること【30点】

エ 地元企業であること【10点】

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ 見積書に記載の見積金額が本実施要領に定める契約上限額を超過すること。

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

契約にあたっては、業務委託予定者との協議により、契約内容等について決定する。

なお、協議が整わない場合は、順位点において企画提案の次点の評価を受けた事業者に変更する場合がある。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第10条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く)。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 提案書で表明された内容については、そのまま契約の基本方針となるため、実現が確約されることを表明すること。採用決定後であっても、契約段階において表明した内容に大幅な変更がある場合には、次点の提案者と契約を締結する場合がある。また、提案書に虚偽の記載をしたものは、当該業務の提案書を無効とする。

キ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

9 提出先、問い合わせ先

神戸市企画調整局東京事務所 武田・中嶋

住所：〒105-6415 東京都港区虎ノ門 1-17-1

虎ノ門ヒルズビジネスタワー 15階 (CIC Tokyo 内)

電話：03-6206-6948

メールアドレス：tokyo@city.kobe.lg.jp